

福岡市ブロック塀等除却費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路に接し、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があるブロック塀等の除却費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難路を確保し、もって震災に強い安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。

(2) 道路

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法第43条第1項ただし書きの規定による許可道路並びに学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校が定める通学路をいう。

(3) 避難所

福岡市地域防災計画に基づく一時避難所、収容避難所及びその他の避難所をいう。

(4) 施行者

ブロック塀等の所有者又は管理者で、第3条第1項に規定するブロック塀等を除却する工事を行うものをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助対象工事は、次の各号の一に該当するブロック塀等を除却する工事とする。

- (1) 道路に接して設けられている高さが概ね1m以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、道路に接して設けられているもので、倒壊等の危険性により除却が必要であると市長が認めるもの

2 市長は、前項第1号に該当するブロック塀等の所有者又は管理者に対して当該ひび割れ等の事実、改善に関する助言その他必要な事項を通知する。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

- (1) 当該ブロック塀等において、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第6条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第7条 補助対象工事1件につき45,000円を上限とし、除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に4,500円を乗じて得た額と除却に要する費用の1/2に相当する額のどちらか低い額とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額が1,000円に満たないときは、これを1,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(工事内容の協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、ブロック塀等除却工事（以下「補助事業」という。）の実施に関する契約を締結する前に、市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、除却工事に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第 11 条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届(様式第 4 号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第 12 条 施行者は、第 10 条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第 5 号)により市長に申請しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第 13 条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第 14 条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第 6 号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 7 号)により当該施行者に通知しなければならない。

2 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行うために必要と認める場合においては、現地確認を実施することができる。

3 市長は、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、補助事業が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第 16 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則(昭和 39 年福岡市規則第 20 号)による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 18 条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 15 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 20 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 15 日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市共同住宅耐震診断費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅の所有者が当該共同住宅の耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

ア 本診断

次号の耐震診断の基準により、建築物の地震に対する安全性を評価すること並びに構造設計の別計算による安全性の検証を行うことをいう。

イ 予備診断

本診断の前に、必要に応じ、建築物の地震に対する安全性を簡易的に評価すること及びそれを実施するための予備的な調査を行うことをいう。

(2) 耐震診断の基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。）のうち、次のいずれかの基準とする。

ア 方針別添第1第二号に規定する基準

イ 方針別添第1の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づく、一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（ただし、第1次診断を除く。）、 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（ただし、第1次診断を除く。）又は「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(3) 共同住宅

人の居住の用に供する耐火建築物又は準耐火建築物であって、一戸建て又は長屋以外の住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(4) 施行者

当該共同住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）で、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所と契約し耐震診断を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

(1) 当該住宅について、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 予備診断については、「福岡市共同住宅耐震予備診断事業」（平成18年8月1日開始、平成23年3月31日終了）を過去に利用したことがないこと。

(3) 本市の市税を滞納していないこと。

- 2 前項第1号又は第2号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者としてすることができる。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第5条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- 2 補助金の交付は、本診断及び予備診断それぞれ1回限りとする。

(補助対象)

第6条 補助金の交付の対象は、次のいずれかに掲げるものとする。

(1) 旧耐震基準共同住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した、階数が3以上（予備診断の場合は、3以上5以下）、延べ面積が1,000平方メートル以上のもので、原則として当該建物について建築確認を得た当時の建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に適合しているもの

- (2) 次のア、イ、ウを全て満たす新耐震基準共同住宅（分譲に限る。）。ただし、予備診断については、補助金の交付の対象外とする。

ア 昭和56年6月1日以降平成19年6月19日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した、階数が3以上、延べ面積が500平方メートル以上のもの

イ 構造計算の再計算の結果、構造耐力が充足していないことが判明したもの

ウ 当該建物の売主及び建築主が、倒産等の理由により法令上又は契約上の責任を果たすことができないものとして市長が認めるもの

- 2 交付の対象とする費用

補助金の交付の対象となる費用は、耐震診断に要する費用のうち補助対象共同住宅の住宅の用に供する部分の耐震診断（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付の額は、補助事業に要する費用の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額(補助事業を実施する床面積に1,030円を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額を超える場合は、当該額)以内とする。ただし、予備診断の場合は、350,000円を限度とする。

(耐震診断の内容の協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、耐震診断について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、施行者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、耐震診断に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第11条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第12条 施行者は、第10条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第13条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第14条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第6号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 16 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則（昭和 39 年福岡市規則第 20 号）による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 18 条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前条の規定は、第 15 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 20 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市特定建築物耐震診断費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定建築物の耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

次号の耐震診断の基準により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震診断の基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。）とし、方針については次のいずれかの基準とする。

ア 方針別添第1二号に規定する基準

イ 方針別添第1の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づく、一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（ただし、第1次診断を除く。）又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（ただし、第1次診断を除く。）

(3) 特定建築物

災害拠点病院の指定を受けた病院又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づく救急告示病院

(4) 施行者

当該特定建築物の所有者又は管理者で、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所と契約し耐震診断を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

(1) 当該特定建築物について、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助対象)

第5条 補助金の交付の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象特定建築物

補助金の交付の対象となる特定建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した、階数が3以上、延べ面積が1,000平方メートル以上のもので、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に適合しているものとする。

(2) 交付の対象とする費用

補助金の交付の対象となる費用は、耐震診断に要する費用のうち補助対象特定建築物の用に供する部分の耐震診断（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

（暴力団の排除）

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の額）

第7条 補助金の交付の額は、補助事業に要する費用の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（補助事業を実施する床面積に1,030円を乗じて得た額に3分の2を乗じて1,000円未満の端数を切り捨てた額を超える場合は、当該額）以内とする。

（耐震診断の内容の協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、耐震診断について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、耐震診断に着手しなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第 12 条 施行者は、第 10 条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第 5 号）により市長に申請しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第 13 条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第 14 条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第 6 号）及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 16 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則（昭和 39 年福岡市規則第 20 号）による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 18 条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 15 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 20 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市共同住宅耐震改修工事費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅の耐震改修を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

「福岡市共同住宅耐震診断費補助要綱」の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震改修工事

耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満のものを0.6以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

(3) 共同住宅

人の居住の用に供する耐火建築物又は準耐火建築物であって、一戸建て又は長屋以外の住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(4) 施行者

当該住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）その他市長が必要と認める者で、耐震改修工事を行うものをいう。

(地域要件)

第3条 当該事業は、次のいずれかの区域内において行うものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき福岡市地域防災計画に位置づけられた避難地、避難路又は緊急輸送道路に面する区域や緊急車両の進入路となる道路沿い
- (2) 市域内のD I D地区（人口集中地区）
- (3) その他市長が特に必要と認める区域

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

- (1) 当該住宅について、この要綱及び平成26年3月31日に廃止した福岡市住宅耐震改修工事費補助要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付）

第6条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助対象住宅）

第7条 補助金の交付の対象となる旧耐震基準共同住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8の全体計画認定を受けたもの

(2) 敷地面積が概ね500平方メートル以上であるもの

(3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した住宅であって、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2 補助金の交付の対象となる新耐震基準共同住宅（分譲に限る。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 耐震診断の結果、構造耐力が充足していないことが判明したもの

(2) 当該建物の売主及び建築主が、倒産等の理由により法令上又は契約上の責任を果たすことができないものとして市長が認めるもの

(3) 昭和56年6月1日以降平成19年6月19日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した住宅であって、階数が3以上であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以上のもの

（交付の対象とする費用）

第8条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事に要する費用のうち補助対象住宅の住宅の用に供する部分の耐震改修工事（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

（補助金の額）

第9条 補助事業に対する助成額は、1戸につき400,000円を上限とし、耐震改修工事に要する費用の額の23%に相当する額と延べ面積に48,700円を乗じて得た額の23%に相当する額のどちらか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（耐震改修工事の内容の協議）

第10条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、耐震改修工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第 11 条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、施行者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
- 4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、耐震改修工事に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第 13 条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届(様式第 4 号)により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第 14 条 施行者は、第 12 条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第 5 号)により市長に申請しなければならない。

- 2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第 15 条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(中間検査)

第 16 条 市長は、必要と認める場合においては工程を指定し、中間検査を実施することができる。

- 2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第 17 条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第 6 号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 19 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則（昭和 39 年福岡市規則第 20 号）による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 20 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 21 条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 18 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 22 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 23 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

(委任)

第 24 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市木造戸建住宅耐震改修工事費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造戸建住宅の耐震改修を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを建物全体が1.0以上に又は1階部分が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

(3) 木造戸建住宅

在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー構法）で建築された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(4) 施行者

当該住宅の所有者その他市長が必要と認める者で、耐震改修工事を行うものをいう。

(地域要件)

第3条 当該事業は、市域内において行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

(1) 当該住宅について、この要綱及び平成26年3月31日に廃止した福岡市住宅耐震改修工事費補助要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付）

第6条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助対象住宅）

第7条 補助金の交付の対象となる木造戸建住宅は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した住宅（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）であって、地階を除く階数が2以下のものとする。

（交付の対象とする費用）

第8条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事に要する費用のうち補助対象住宅の住宅の用に供する部分の耐震改修工事（以下「補助事業」という。）に要する費用（住宅の用に供する部分の面積が175平方メートルを超える場合は、175平方メートル相当額）とする。

（補助金の額）

第9条 補助事業に対する助成額は、1戸につき700,000円を上限とし、耐震改修工事に要する費用の額の46%に相当する額と延べ面積に33,500円を乗じて得た額の46%に相当する額のどちらか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（耐震改修工事の内容の協議）

第10条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、耐震改修工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
- 4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、耐震改修工事に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第13条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第14条 施行者は、第12条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

3 交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、すみやかに補助事業内容変更届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(補助事業の遂行)

第15条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(中間検査)

第16条 市長は、必要と認める場合においては工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第17条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第7号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第19条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則(昭和39年福岡市規則第20号)による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第20条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第21条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第 18 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により施行者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 22 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 10 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

第 23 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

（委任）

第 24 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市木造戸建住宅耐震建替費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された木造戸建住宅の建替を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 木造戸建住宅

在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー構法）で建築された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(3) 建替

既存の住宅1棟すべてを解体し、当該地において新築工事を行うことをいう。

(4) 施行者

既存の木造戸建住宅に居住する所有者又は居住する所有者と同居する者、その他市長が必要と認める者で、建替工事を行うものをいう。

(地域要件)

第3条 当該事業は、市域内において行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第4号に規定する施行者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集とする。

(1) 当該住宅について、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第6条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第7条 補助金の交付の対象となる木造戸建住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した住宅（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）であって、地階を除く階数が2以下のもの
- (2) 耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い（上部構造評点0.7未満）」のもの

(交付の対象とする費用)

第8条 補助金の交付の対象となる費用は、建替工事（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の交付の額は1戸につき200,000円とする。

(建替工事の内容の協議)

第10条 補助金の交付を受けようとする施行者は、建替工事の実施に関する契約を締結する前に、建替工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、現地確認を実施し、又は補助金の交付について条件を付することができる。
- 4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、建替工事（解体工事含む）に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第13条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第14条 施行者は、第12条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第15条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第16条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第6号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により当該施行者に通知しなければならない。

2 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行うために必要と認める場合においては、現地確認を実施することができる。

3 市長は、当該建替工事が適切に行われていないと認める場合には、当該建替工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則(昭和39年福岡市規則第20号)による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第19条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第20条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第17条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第22条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)の定めるところによる。

(委任)

第 23 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱

(通則)

第1条 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条における要緊急安全確認大規模建築物の所有者が、法に基づき耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物
法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (2) 耐震診断
要緊急安全確認大規模建築物の所有者が法附則第3条により行う耐震診断をいう。
- (3) 施行者
要緊急安全確認大規模建築物の所有者又は管理者で、耐震診断を行うものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、要緊急安全確認大規模建築物について施行者が行う耐震診断とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、耐震診断に要する費用、耐震診断のために必要と認められる設計図書の復元に要する費用及び「福岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則」における耐震判定委員会の判定に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の相当額（次に定める額を限度とする。ただし、設計図書の復元、耐震判定委員会の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,500,000円を限度として加算することができる。）に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額以内とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- イ 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内
- ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内
- ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条第3号に規定する施行者であって、次の各号のいずれにも該当する者とし、公募により募集する。

- (1) 当該建築物について、この要綱に基づく補助金を過去に受けたことがないこと。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に適合している建築物について行う者であること。

(3)本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第8条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1)暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2)法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3)暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求められることができる。

(耐震診断の内容の協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、耐震診断について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

4 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、耐震診断に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第12条 施行者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第13条 施行者は、第11条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第 14 条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第 15 条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第 6 号）及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 17 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 19 条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 16 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。